

法務省		出生地	現住所	本籍	氏名	出生年月日	昭和二一年一〇月二〇日
年	月						
四三	九	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	四四	六	東京大学法学部中退	四四
四六	六	司法修習生を命ずる	最高裁判所	四七	七	司法修習生の修習終了	四七
三〇	三〇	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省	五〇	三	山口地方検察庁検事に配置換する	五〇
二五	二	山口地方検察庁岩国支部勤務を命ずる	法務省	四九	三	東京地方検察庁検事に配置換する	四九
一一七	一一七	人事院事務官に併任する	法務省	五一	九	併任の期間は昭和五一年四月三〇日までとする	五一
二四	二四	長野地方検察庁検事に配置換する	法務省	五六	三	東京地方検察官人事課に配置換する	五六
法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	法務省	法務省	九	一	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	九

大 泉 隆 史

年 月 日

項

名

省

昭和五六

三

二五

法 務

事 務 官

一

三〇

法 務 事 務 官

(

法 務 省

刑 事 局

付)

)

に

併

任

す

る

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を

解

く

と

を</

3丁		法務省							大 泉 隆 史	
		年	月	日	事	項	法	務	省	
一六	一六	平成五 四 五	六 四 一	八 一 一〇	東京地方検察庁検事に併任する 法務省刑事局刑事課長に充てる 東京地方検察庁検事の併任を解除する					
一	一	九 六 一〇	九 四 一〇	九 四 一	法務省刑事局総務課長に充てる 法務大臣官房人事課長に充てる 法務省人事管理官を命ずる					
二	二	一〇 九 一〇	一〇 四 五	一〇 一 一〇	最高検察庁検事に配置換する 法務大臣官房人事課長に充てる 青森地方検察庁検事正に配置換する					
一四	一四	一一 九 一	一一 四 一	一一 二 一〇	法務省人事管理官を免ずる 最高検察庁検事に配置換する 宇都宮地方検察庁検事正に配置換する					
一五	一五	一一 九 一一	一一 四 一	一一 二 一〇	最高検察庁検事に配置換する 最高検察庁総務部長を命ずる 最高検察庁公安部長を命ずる					
一六	一六	一一 九 一一	一一 四 一	一一 二 一〇	最高検察庁総務部長を命ずる 最高検察庁公安部長を命ずる 公安調査官を命ずる					

4 丁

法務省

年

月

日

事

項

大泉隆史

倫理監督官を命ずる
最高検察庁公安部長を免ずる

法務省